

第5回総会議事録

<開催日> 令和2年12月7日（月曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第236号～報告第251号

農地法第3条の3届出

4件

農地法第4条届出

1件

農地法第5条届出

11件

日程第3 報告第252号～報告第255号 農地の転用事実等に関する照会

4件

日程第4 報告第256号～報告第271号 農地法第18条第6項等通知

16件

日程第5 議案第156号～議案第169号

議案第174号～議案第175号 農地法第3条許可申請

16件

日程第6 議案第178号～議案第182号 農地法第5条許可申請

5件

日程第7 議案第183号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和2年度第8次計画分）

1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	6 番	小川 均
7 番	篠田 一男	8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫
1 0 番	地曳 功一	1 1 番	庄司 英実	1 2 番	江尻 幸子
1 3 番	高橋 勇	1 4 番	清水 宏益	1 5 番	林 憲司
1 6 番	吉田 和義	1 7 番	安藤 一男	1 8 番	地曳 昭裕

以上 1 8 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	小泉 博	副主幹	加藤 進哉	主任主事	吉野 慶太
事務員	飯島 直也				

<午後4時00分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたいお願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第5回総会を開催いたします。
本日の出席委員は18名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席3番杉山孝委員と議席11番庄司英実委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第236号から報告第251号、3ページから7ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の届出1件、農地法第5条の届出11件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第252号から報告第255号、8ページの農地の転用事実等に関する照会4件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第256号から報告第271号、9ページから11ページの農地法第18条第6項等の通知16件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第170号から議案第173号を除く、議案第156号から議案第175号、12ページから16ページの農地法第3条の許可申請16案件について、議題に供します。
初めに、議案第156号から議案第169号の14案件について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

議案第156号から議案第169号、農地法第3条許可申請14案件について、ご説明いたします。

なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第156号ですが、申請箇所は、3条位置図1の菅生地先の農地になります。
農業経営の拡張等を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、交換による所有権移転をするものです。
なお、今回は農地と農地以外の土地との交換によるため、農地分のみが農地法第3条の許可申請となります。

続いて、議案第157号ですが、申請箇所は、3条位置図2の下郡地先の農地になります。
農業経営者資格を取得し、新規に就農するため、農地を探す譲受人と、農業経営の継承を

したい譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権設定をするものです。

なお、新規就農となる譲受人については11月25日に地区担当委員などの、関係委員による事前審査会を実施し、面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

続いて、議案第158号ですが、申請箇所は、3条位置図3の大稲旧大久保地先の農地になります。

相続で取得したが、耕作不能な譲渡人の要望により、譲受人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第159号ですが、申請箇所は、3条位置図4の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第160号ですが、申請箇所は、3条位置図5の下内橋地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人と、農業を営んでいない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第161号ですが、申請箇所は、3条位置図6の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第162号及び議案第163号についてですが、譲受人が同一のため一括して説明いたします。

申請箇所は、3条位置図7の曾根地先の農地になります。

農業経営の拡張を図る譲受人の要望等により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第164号ですが、申請箇所は、3条位置図8の牛袋地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人と、自身で耕作が不能な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第165号ですが、申請箇所は、3条位置図9の牛袋地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人と、自身で耕作が不能な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第166号ですが、申請箇所は、3条位置図10の伊豆島地先の農地になります。

農業経営者資格を取得し、新規に就農するため、農地を探す譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、賃借権設定をするものです。

なお、新規就農となる譲受人については、11月25日に地区担当委員などの、関係委員による事前審査会を実施し、面接による聞き取り調査を行ったところ、新規に就農することについて問題は無いとなりました。

続いて、議案第167号ですが、申請箇所は、3条位置図11の牛袋地先の農地になります。農業経営の安定を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、贈与による所有権移転をするものです。

続いて、議案第168号及び議案第169号についてですが、関連案件のため一括して説明いたします。

事務局	申請箇所は、3条位置図12の上望陀地先の農地になります。 耕作地に隣接し、利便性の向上を図る申請者双方の間で協議が整い申請されたもので、交換による所有権移転をするものです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第156号について、地曳功一委員をお願いします。
地曳功一委員	議案第156号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、譲受人が耕作地に隣接する農地を取得することで、耕作の利便性を高めるため申請がされたものです。なお、譲渡人が今回の交換により取得する土地の地目は雑種地であるため、農地法3条の許可を要しないこととなります。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、約7,379平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議案	続いて、議案第157号について、林委員をお願いします。
林委員	議案第157号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。 農業従事日数は年間約300日を予定しており、5,863平方メートルの農地を申請人1人で耕作する計画です。 農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を協力者よりリースにて借り入れする計画です。 申請地の現況は田及び畑で、水稻及び梨を作付けする予定です。 周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議案	続いて、議案第158号から議案第161号について、金子委員をお願いします。
金子委員	議案第158号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。 本件は、相続で取得した農地について、将来的に管理耕作が不能な譲渡人の要望により申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約120日で、約8,597平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。 農業機械は耕うん機を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。 申請地は畑で、露地野菜を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

金子委員

続いて、議案第159号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は市内に住所を置く法人であります。

農作業に従事する取締役は年間約300日であり、34,139平方メートルの農地を役員3人と臨時雇用者5人で耕作しています。

農業機械は耕うん機・コンボ・農業用トラックを所有しております。

申請地は田ですが、現況は畑であり、耐寒性バナナの作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第160号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、約28,348平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・粃攪り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第161号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、約11,543平方メートルの農地を1人で耕作しています。

農業機械は耕うん機・田植え機・バックホー等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑で、梅を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第162号から議案第165号について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

議案第162号及び議案第163号について譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約260日で、約10,342平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田及び畑ですが、畑部分の土を自身の所有する果樹園へ運び、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

齋藤委員

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第164号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図る譲受人と、自身で耕作が不能な譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約7,556平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第165号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図る譲受人と、自身で耕作が不能な譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約80日で、約9,889平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・田植え機・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第166号から議案第169号について、杉山委員お願いします。

杉山委員

議案第166号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、新規に農業経営を開始するため申請がされたものです。

農業従事日数は年間約150日を予定しており、5,635平方メートルの農地を家族2人で耕作する計画です。

農業機械はトラクター・管理機・動力噴霧器等を購入する計画です。

申請地は田ですが現況は畑で、キャベツを作付けする予定で、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第167号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の安定を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、約7,155平方メートルの農地を家族5人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラックを所有しており、田植え機、乾燥機、粃摺り機等をリースする予定です。また、自作地の全てについて耕作しています。

杉山委員

申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第168号及び議案第169号は関連案件のため、一括してご説明いたします。

本件は、双方自身の耕作地に隣接する農地を取得することで、耕作の利便性を高めるため申請がされたものです。

まず、議案第168号についてですが、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、41,678平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕運機・田植え機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

続いて議案第169号についてですが、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、27,010平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・耕運機・粃摺り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は田で水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

地曳昭裕委員

はい。

議長

地曳昭裕委員、どうぞ。

地曳昭裕委員

議案第157号について質問ですが、畑で梨をやるのですか。

林委員

地目は換地整理して田ですが、現況は畑で利用しているところがあります。譲渡人は現在梨を栽培しておりますが、後継者がいないため譲受人を育てたいとのことで、今回申請したところには、新規に梨を植えて譲渡人が検証し、何年か先には譲受人に全て任せるとのことです。

地曳昭裕委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第156号から議案第169号の14案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第156号から議案第169号、農地法第3条の許可申請14案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。
よって、議案第156号から議案第169号は許可と決定いたします。

続いて、議案第174号及び議案第175号の2案件について、審議いたします。

なお、議案第174号及び議案第175号は、次の日程第6 議案第178号、17ページの農地法第5条許可申請、一時転用を伴う賃借権設定と関連案件であるため、議題に供し、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第174号及び議案第175号の農地法第3条許可申請及び、議案第178号の農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の長須賀地先の農地になります。

初めに、16ページの議案第174号及び議案第175号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。

本申請は、議案第178号の農地転用許可により設置しようとする営農型太陽光の下部で農地を耕作するため賃借権を設定し、太陽光パネルについて区分地上権を設定して太陽光パネルの権利を確保しようとするものであります。

区分地上権については、農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。

区分地上権とは、一定の土地の地下又は空間につき、範囲を定めてその部分のみに設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。

続いて、17ページの議案第178号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

申請目的は、営農型太陽光発電施設として転用するもので、一時転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

この、第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、今回は太陽光の下部で営農するため、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月末で完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われま。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の山口進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いしま。

山口進委員

それでは、農地法第3条の議案第174号及び議案第175号について調査をしまいらしたのでご説明いたします。

なお、議案第174号の区分地上権については事務局からの説明のとおりです。

本件は、売電事業に伴う営農型太陽光発電を行うため申請がされたものです。

譲受人は市外に住所を置く法人であります。

山口進委員

農作業に従事する取締役は年間約180日であり、8,376平方メートルの農地を役員3人で耕作しています。

農業機械はトラクター・農業用トラック・動力噴霧器等を所有しております。

申請地は田で、ブルーベリーのポット栽培を行うとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

続きまして、農地法第5条の議案第178号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路事情がよく、耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置であり、高さも3メートル程度のため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

地曳昭裕委員

はい。

議長

地曳昭裕委員、どうぞ。

地曳昭裕委員

議案第178号について質問ですが、面積1,021平方メートルのうち0.498平方メートルとありますが、この面積は何でしょうか。

事務局

この面積は、太陽光の支柱部分の面積の合計となっております。農地法第5条許可申請によって、農地から転用するのは、支柱が接している部分ということなので、このような表記になっています。

地曳昭裕委員

わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、初めに議案第174号及び議案第175号、農地法第3条の許可申請2案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第174号及び議案第175号、農地法第3条の許可申請2案件について、議案第178

議長

号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第174号及び議案第175号は、議案第178号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第178号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第178号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第178号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第6 議案第179号から議案第182号、18ページの農地法第5条の許可申請4案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第179号から議案第182号、農地法第5条許可申請の4案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第179号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の笹子地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画となっており、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年2月28日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第180号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の笹子地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う賃借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、鉄道駅から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

事務局

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年2月28日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第181号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の矢那地先の農地になります。

申請目的は、コンビニエンスストアとして転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年3月17日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可の事前協議書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第182号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和3年4月30日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

初めに、議案第179号及び議案第180号について、庄司委員をお願いします。

庄司委員

議案第179号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

この転用事業は、太陽光パネル540枚を設置しようとするものであります。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により

庄司委員

処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一帯の農地は舗装された農道に面しており、出入りできるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2.6メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、鉄板を敷く等の対策を講じ、万一汚損するようなことがあれば、原状回復するという計画であるため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、議案第180号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

この転用事業は、太陽光パネル336枚を設置しようとするものであります。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、一帯の農地の一番端に存在するため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、太陽光パネルの設置のみであり、高さも2.5メートル程度であるため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、鉄板を敷く等の対策を講じ、万一汚損するようなことがあれば、原状回復するという計画であるため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第181号について、平野委員お願いします。

平野委員

議案第181号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水は合併式浄化槽で処理後、雨水と共に市道U字溝へ接続するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地は無いため問題は無いと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第182号について、山口進委員お願いします。

山口進委員

議案第182号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、

山口進委員

で、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第179号から議案第182号の4案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第179号から議案第182号、農地法第5条の許可申請4案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第179号から議案第182号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第183号、19ページから28ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第8次計画分を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第183号、木更津市農用地利用集積、令和2年度第8次計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、令和2年11月26日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。

それでは、議案書の利用明細書に沿って説明いたします。

今回の計画は、計画1から計画18までとなっております。

利用目的は、計画1から計画18が全て水稻を作付けする計画となっております。

利用権設定の種類は、計画1から計画3、計画5から計画17までが賃借権の設定、計画4が使用賃借権の設定、計画18が所有権の移転となっております。

利用権設定期間は、計画1から計画10、計画12が10年、計画13、計画14、計画16、計画17が5年、計画11及び計画15が3年となっております。

計画合計数は、64筆58,158平方メートルとなっております。

事務局	以上で、事務局からの説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 初めに、計画1番から計画10番について、齋藤委員をお願いします。
齋藤委員	私からは、計画番号1番から計画番号10番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画11番から計画14番について、杉山委員をお願いします。
杉山委員	私からは、計画番号11番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の継続を図るに当り、当該農地を継続して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	続いて、計画番号12番から計画番号14番について、利用権の設定等を受ける者が同一のため一括して、ご説明いたします。ご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	続いて、計画15番及び計画16番については、私から説明いたします。
安藤委員	初めに、計画番号15番について、ご説明いたします。 本件は、農業経営の継続を図るに当り、当該農地を継続して借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

安藤委員

続いて、計画番号16番についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画17番について、江尻委員お願いします。

江尻委員

私からは、計画番号17番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画18番について、金子委員お願いします。

金子委員

私からは、計画番号18番についてご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、買い受けるものです。

所有権の移転を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けすることとであります。

以上のことから、買受人は所有権の移転を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第8次計画分には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の「議事参与の制限」により、■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第183号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和2年度第8次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

議長

よって、議案第183号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第5回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後5時00分であります。

以上をもって議事の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月7日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

杉 山 孝

庄 司 英 実